

奨学金貸与制度に関する規程

株式会社コスモ建設コンサルタント

(目的)

第1条 この規程は、株式会社コスモ建設コンサルタント（以下、会社という）における奨学金貸与制度に関して定めたものであり、会社への入社を希望する学生が、会社が必要とする国家資格取得を目指すために、学校法人近畿測量専門学校への進学を希望する場合に、学費に対する経済的・精神的負担軽減を図り、安心して学業に励むことができる環境を提供することを目的とする。

(対象者)

第2条 対象者は、会社への入社を希望し、学校法人近畿測量専門学校に進学を予定している学生でありかつ第5条の要件を満たすものとする。

(奨学金貸与の申請及び貸与方法)

第3条 支援制度の対象者は、次のいずれにも該当する者（以下「支援対象者」という。）とする。

- (1) 貸与金額に関しては、入学金と授業料の合計金額として135万円を限度とし、本人の申請に基づき決定する。
- (2) 貸与対象者は、「奨学金借入申請書」を提出することにより奨学金の貸与を申請することができる。
- (3) 奨学金貸与の実施に関しては、会社が直接学校に対して授業料として払い込む方式とする。
- (4) 会社と貸与対象者は貸与金に関する金銭貸借契約書を締結する。

(奨学金の返済及び返済免除)

第4条 会社における勤続期間中は返済を猶予し、入社後10年以上勤続した場合には貸与額全額の返済を免除する。なお、入社後10年未満で退職する場合には勤続期間に応じて別表-1の通り返済（免除）額を設定し、退職日までに必要額を一括返済するものとする。

(対象者の選定)

第5条 会社は年度ごとに予算に基づく支給人数枠を設定する。

対象者の選定にあたっては、以下の要素を総合的に判断し決定するものとする。

- (1) 学習しようとする専門性に関する会社の必要度
- (2) 入社に関する適正確認

(規程の改廃)

第6条 本規程を改廃する場合の手続は、就業規則の変更手続に拠るものとする。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和6年4月1日 から施行する。

別表-1

在籍状況	返済割合
1年未満 (入社しない場合を含む)	返済免除なし、 返済額 100%必要
1年以上 2年未満	5%返済免除、返済額 95%必要
2年以上 3年未満	10%返済免除、返済額 90%必要
3年以上 4年未満	15%返済免除、返済額 85%必要
4年以上 5年未満	20%返済免除、返済額 80%必要
5年以上 6年未満	25%返済免除、返済額 75%必要
6年以上 7年未満	40%返済免除、返済額 60%必要
7年以上 8年未満	55%返済免除、返済額 45%必要
8年以上 9年未満	70%返済免除、返済額 30%必要
9年以上 10年未満	85%返済免除、返済額 15%必要
10年以上	全額返済免除、 返済不要